

2022年11月18日
九州電力株式会社

安全実績指標の提出遅れについて

四半期ごとに、「原子力規制検査等に関する規則 第5条」（以下、「規則」という。）および「原子力規制検査において活用する安全実績指標（PI）に関するガイドライン」（以下、「ATENA ガイドライン」という。）に基づき、原子力規制庁に対して、安全活動に係る実績を示す指標（以下、「安全実績PI」という。）を報告しております。

2021年度第3四半期の安全実績指標の報告にあたり、規則に定める報告期限2月14日（当該四半期の終了後四十五日以内に報告）から遅れ、2月15日に報告する事案が発生しました。

本事案は、規則に定める報告期限ではなく、ATENA ガイドラインに記載している期限に基づき報告したことが原因と考えております。

今後、同様の事案が発生させないように、再発防止に取り組んでまいります。

（1）規則の記載内容（概要）

原子力事業者等は、工場又は事業所ごとに、四半期における当該工場又は事業所の安全活動に係る実績を示す指標を、当該四半期の終了後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

（2）ATENA ガイドラインの記載内容（概要）

PI データは四半期末の翌々月の 15 日までに、NRA に電子データで提出する。提出日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日をデータ提出期日とする。

以上